

令和4年

第2回 会津美里町教育委員会議事録

2月定例会

令和4年2月定例会

- I. 日 時 令和4年2月24日(木) 午前9時
- I. 場 所 会津美里町役場 本庁舎 2階 205会議室
- I. 出席委員 教 育 長 歌 川 哲 由
委 員 小 関 れい子
委 員 須 田 健 志
委 員 武 藤 周 一
- I. 出席説明者 教 育 文 化 課 長 松 本 由佳里
教育文化課主幹兼指導主事 金 川 純
教育文化課主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長 福 田 富美代
教育文化課長補佐 渡 部 雄 二
教育文化課長補佐 鵜 川 晃
- I. 傍 聴 人 な し

令和4年2月定例会次第

1. 開会

2. 議事録の承認

令和4年第1回会津美里町教育委員会1月定例会議事録の承認について

3. 教育長報告

4. 審議事項

報告第1号 専決処分の報告について（会津美里町学習支援員の委嘱について）

報告第2号 会津美里町教育支援委員会からの報告について

報告第3号 会津美里町教育支援委員会審査結果の報告について

議案第13号 会津美里町教育委員会教育長職務代理人に関する規則の一部を改正する規則

議案第14号 会津美里町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則廃止する規則

議案第15号 会津美里町教育委員会事務局組織規則の全部を改正する規則

議案第16号 組織再編に伴う関係規則の整備に関する規則

議案第17号 会津美里町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

議案第18号 会津美里町立小・中学校英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要項

議案第19号 会津美里町立小中学校の児童生徒に係る通級による指導実施要綱の一部を改正する要綱

議案第20号 会津美里町特色ある教育活動事業補助金交付要綱

議案第21号 組織再編に伴う関係要綱の整備に関する要綱

議案第22号 就学援助費交付対象児童生徒の認定について

議案第23号 令和4年度会津美里町生涯学習重点事項について

議案第24号 会津美里町学校体育施設利用団体の登録について

議案第25号 会津美里町教育委員会顕彰表彰被表彰者の選考について

5. 協議事項

(1) 令和3年度第2回総合教育会議について

(2) その他

6. 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染状況について

(2) 児童・生徒に関すること

(3) 教職員に関すること

(4) 生涯学習に関すること

(5) 教育関係施設に関すること

(6) 事務局報告事項

①教育文化課

②認定こども園

(7) その他

7. その他

- (1) 今後の行事予定について
- (2) 次回委員会の開催予定日について

8. 閉会

○開会時刻 午前8時58分

1. 開会

教育文化課長 委員1名欠席の連絡が入っております。
教育長、お願いいたします。

教育長 令和4年第2回会津美里町教育委員会2月定例会を始めさせていただきます。
会期は1日といたします。
出席委員は、3名でございます。
出席説明者は、松本教育文化課長、福田主幹兼公民館長兼図書館長、金川主幹兼
指導主事、渡部教育文化課長補佐、鶴川文化課長補佐の5名であります。
議事録署名人は、委員全員でお願いしたいと思います。

2. 議事録の承認

教育長 2の議事録の承認。令和4年第1回会津美里町教育委員会1月定例会の議事録の
承認についてを議題といたします。
お気づきの点等あればお願いしたいと思います。特にありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、令和4年第1回会津美里町教育委員会1月定例会議事
録は承認といたします。

3. 教育長報告

教育長 1月14日、町内の私立こども園の理事長、園長等が来庁し、町長と懇談をしまし
た。私立園が抱えている課題や、経営についても、子供の数の減少により、今後非
一層経営の困難さが増してくる危惧があると。町としても公立と同様にできるだけ
の支援をいただきたいというようなことが主な中身でございました。できるもの、
できないものがございますが、高田地域に公立のこども園がないので、基本的には私
立であっても、高田の子供たちのために、公立に準じて支援を検討していくこと
でお話をさせていただいたところであります。

1月24日には教職員人事に関する第2回の組織打合せがありました。先週第3回
終わってありますが、当町で課題として県教育委員会当局にいろいろと要望をさせてい
ただき、ほぼのんでいただいたのですが、若干実現できなかったところもあります
ので、3月4日の内示日にまた臨時の委員会でご案内させていただきます
が、概略申し上げますと、まず1つ駄目だったのは、給食センターの統合に係りま

して、1つに統合されますが、配置されている栄養職員、それを加配として2名体制で残してほしいという要望をしたのですが、全体的に食の加配というのは結構本数が少なく厳しいところがありまして、これについては実現が不可能でした。ということで、来年度はセンター1つになりますが、現在2名の栄養職員のうち1名は転出、1名が残って新センターの業務に当たるといった体制になることをご了解いただきたいと思っております。

それから、加配関係ですが、まず震災以降の復興推進加配につきましては、震災以降に影響を受けた子供たち、避難している子供たちがいる学校を基本にということで、本郷小学校以外の6校に全て認められております。非常にありがたかったなと思っております。

次に、高田中学校に今年度新設されました不登校対応の加配、SSR、スペシャルサポートルーム加配という加配になりますが、次年度も何とか認めていただくことが可能となっております。

通級関係ですが、通級は小学校で加配2本、中学校で1本でいただいていたのですが、通級に通う子供たちが減っており、小学校は残念ながら1本に減じられました。高田小学校に1人加配ということで、巡回型の通級指導を継続したいと思いますが、中学校も子供が減り、引揚げの危険があったのですが、何とかお認めいただき、小学校1本、中学校1本という体制でと思っております。

特別支援教育関係ですと、新鶴中学校に進学する知的の子供が2人いるのですが、この子のために特別支援学級を新設してほしいという要望を強く出しておりました。2名程度での新設が難しく、厳しかったのですが、何とかお認めいただき、新鶴中学校に特別支援学級、知的学級が1つ新設される運びとなりました。

それから、英語専科の加配については継続していただけることになりましたので、非常に力のある方ですので、この方を継続して任用していきたいと思っております。加えまして、文科省がやっております次年度からの小学校高学年の教科担任制の充実のためにということで、加配枠も少しできたわけですが、これについても高田小学校に1本認められる方向なのでよかったなと思っております。ただ、算数といいなながら、算数の免許を持っているというか、専門的に指導できる講師がなかなかいないので、多分他教科の講師を充てて、校内で力のある、指導力を持っている者を専科教育に充てるような対応を取るしかないかなと思っております。

ほぼ要望されたものは認められる方向なので、よかったかなと思っております。若干教職員の人事の中身についてはこれから不透明な部分はございますので、精査していきたいと思っておりますが、来年度に向けた体制が整いつつあるというところではあります。

1月24日、適正規模適正配置の検討委員会の第2回目。人材育成プロジェクトについてメンバーの方々にご説明をし、ご理解をいただいたところです。

1月28日の臨時園長・校長合同会議は、当時拡大の勢いがあったオミクロン株の対応ということで、臨時的な休業や、学級学年閉鎖などの対応等について周知をし、共通理解を図ったところです。

2月8日、全員協議会ですが、前回の定例会でお認めいただきました組織の改編につきまして説明をさせていただいたところです。

以上、教育長報告、概略を申し上げました。皆様方から何かご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。特にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 教育長報告を終了いたします。

4. 審議事項

教育長 4の審議事項に入ってまいります。

◎報告第1号

教育長 報告第1号「専決処分の報告について（会津美里町学習支援員の委嘱について）」を議題といたします。

報告に至った経緯も含めて事務局から説明をお願いいたします。

教育文化課長 （報告第1号「専決処分の報告について（会津美里町学習支援員の委嘱について）」説明）

教育文化課長補佐 （追加説明）

教育長 1月29日からお願いしなければならないということで専決をさせていただきました。報告であります。ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長 ご存じのとおり、部活動については様々な見直しをしている全国的な過渡期であり、部活動指導員が国の制度で国、県、市町村、3分の1ずつを持ちながらやるような制度もございますが、本町ではそれを受け入れるための条件が難しいところもあり、現在の学校応援ボランティアの方々を充ててみながら試行的にやっという事です。拡充というような説明が課長からありましたが、将来これをずっと広げていったときに、予算的な部分など、様々な限界が見えてきますので、地域スポーツクラブとの連携や様々な形で得た地域との連携、地域への移行を目指して連携を深めていく必要があると思っております。

特にないようですので、専決第1号についてはお認めいただいたということで報告を終了させていただきます。

◎報告第2号（非公開）

教育長 報告第2号「会津美里町教育支援委員会からの報告について」を議題といたします。個人情報が入りますので、会津美里町教育委員会会議規則第16条第1項に基づき非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか

（「異議なし」の声あり）

教育長 事務局から説明をお願いいたします。

教育文化課長 （報告第2号「会津美里町教育支援委員会からの報告について」説明）

教育長 説明が終わりましたので、報告ですが、何かご質問等あればお願いしたいと思います。

教育文化課長 資料の34番と35番につきましては、この後の報告第3号の中で報告する案件となっております。

教育長 不同意2件については、それぞれの学校で通常学級での受入れ態勢については十分保護者と理解し合っているということですのでよろしいですね。

教育文化課長 はい。

委員 7ページの下の委員会の結果の別紙のとりの別紙というのは、どれなのですか。

教育文化課長 そうです。これは、2人分は報告第3号の第3回の結果になります。

委員 支援委員会の結果としか書いていないのですが、何の結果なのですか。

教育文化課長 すみません。この2枚とじてあるものの1ページ目が、上に書いてあります保護者同意結果でございます。

委員 上のページが、支援委員会の結果って、何の結果のこと。

教育文化課長 支援委員会の判断結果をここに載せておまして、それに対しての保護者の同意がこうであったという個別の資料ということになります。

委員 そうすると、結果の前に何かここに入るわけではないと言ったほうが。

教育文化課長 審査結果です。審査、審議結果。

委員 委員会の結果と書いてありますが、何が結果か。そのもののところを言っているのですか。

教育文化課長 教育支援委員会での審議の結果です。

教育長 報告についても結局同じ仕様。

教育文化課長 個別の結果を出して、そのまとめた全体的な数としてはこちらの表側の数、同意、結果ということで、人数としてはこちらの表側の人数と、何%いるかみたいなものもこちらにまとめておりました、それぞれの個別の、支援委員会では審議の結果と、その保護者の同意の結果につきましては裏のこの見開きになります。

委員 単純なことですが、報告第2号と第3号をばらばらに審査結果の報告が34、35がもし結果として無効だったとしても、別個に必要なのかなと。ここは何もない、審査結果がないからおさら分りにくいのですけれども、どうしてこれが別個に必要なのか。同じ条例の第8条の規定により報告するとあります。それは、35あつたうちの2つだけ違うという、それは形として1ページの中でそれを言っただければ分かる話で。だから、何かほかにあつたのかなと思ったわけです。

教育文化課長 第1回目、第2回目の審査結果はもう既に、個別の結果は報告しており、通常2回で終わるのですが、今回は特に必要だということで1月に第3回を開催しましたので、今月第3回の報告をして、そして全体の、多分今年度の結果ということでまとめた分を報告第2号で報告をすればよかったのかなと今思っております。

これ1つの報告で3回目は報告して、この1年間のまとめた結果全部ということでの報告になればよかったかなと。

教育長 そうすると、2号と3号、実は逆のほうがよかったのですか。

教育文化課長 よかったのだと思います。

委員 もう少し分かりやすかったかもしれませんが、2号と3号が別のものだと理解したのです。言葉も違うし、こちらは審査結果と入っていないので。片方は審査結果が入っているわけですね。

教育文化課長 はい。

委員 その違いは何かあるのかと思って。ちょっとよく見ても分からなかったもので、すみません、聞きましたけれども。ただ、もう少し分かりやすいやり方がないのかな。同じ第8条の規定によってやるのだとすれば、今までのものと第3回が別個だからということで、多分事務局としては分けたということでしょう。

教育文化課長 はい。

委員 少し分かりにくいかなと。

教育文化課長 申し訳ありませんでした。報告第3号を先にご説明すればよかったです。

教育長 3号を先にやって、ご確認いただいた上での一覧表というふうに説明するだと分かりやすかったと思います。

では、報告第2号についてはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎報告第3号(非公開)

教育長 報告第3号を議題とさせていただきます。

個人情報が入りますので、会津美里町教育委員会会議規則第16条第1項に基づき非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか

(「はい」の声あり)

教育長 報告第3号「会津美里町教育支援委員会審査結果の報告について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

教育文化課長 (報告第3号「会津美里町教育支援委員会審査結果の報告について」説明)

教育長 皆様からお気づきの点がありましたらお願いしたいと思います。

私から付け加えさせていただきますと、34番の子は、学校の特別支援学級担任が結構指導が厳しく、学校に行きたくないというふうな感想を漏らしたりしていたところ、管理職との情報の共有なんかが十分でなくて、親御さんもちょっと指導に納得がいかないところがあった経緯があります。加えて、来年度の措置をどうするということなところも十分に保護者と学校との綿密な話合いがなされておらず、こんな困っている子供をほったらかしにするようでは、もう特別支援学級入らなくていいという思いがあつての今回の措置替えの議論でありました。現実には通常枠で授業を受けて教育していくのは非常に難しい子供ではあるのですが、親御さんの気持ちに寄り添えなかったのか、学校の反省も含めて、できるだけ環境を整えて通常学級で迎えてあげるように準備するよう校長には指導したいところであります。そこも含めてご了解いただければと思っています。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 なければ、報告第3号については提案のとおり手続することをお願いしたいと思います。

◎議案第13号

教育長 議案第13号「会津美里町教育委員会教育長職務代理者に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育文化課長 (議案第13号「会津美里町教育委員会教育長職務代理者に関する規則の一部を改正する規則」説明)

教育長 ご質問等あればお伺いをしたいと思います。特にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 なければ、議案第13号については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第13号については提案のとおり決することといたします。

◎議案第14号

教育長 議案第14号「会津美里町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育文化課長 (議案第14号「会津美里町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」説明)

教育長 ご質問等あれば、よろしくお願ひしたいと思います。

かなり前に直さなければならなかったものがそのままになっていまして、振り返ると平成13年ぐらいだったような。周辺市町村も大体、町村もこのままになっています。大きな都市部、市部は大体直っていますが、気づかず直していないというところが多いのかなど。偶然気づいたので、今回直させていただきたいと思います。特にご質問ないでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 なければ、議案第14号については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第14号については原案のとおり決することといたします。

◎議案第15号

教育長 議案第15号「会津美里町教育委員会事務局組織規則の全部を改正する規則」を議題といたします。

教育文化課長 (議案第15号「会津美里町教育委員会事務局組織規則の全部を改正する規則」説明)

教育長 説明がありましたが、まずご質問、それから修正も含めてご意見ありましたらお願いをしたいと思います。

委員 確認の意味でお聞きしますが、第2条第1項の(1)、法律の第17条第2項に規定する事務局の内部組織と言っていますが、事務局というのは。事務局の定義が、規定する事務局の内部組織という言い方だとすると、その事務局はさらに内部組織なのか、事務局そのものが内部組織という言い方なのか。そうすると、ここは委員会の内部組織なら分かりますけれども。この法律の意味するのは、事務局という言い方、規定をしているのでしょうかけれども、事務局の内部組織というのは、これ何か変なのかなと、少し違和感ありませんか。

教育長 確かに事務局がかぶっていますね。

委員 事務局が事務局の内部組織を規定するはずではないです。事務局を規定するわけでしょう。事務局とは何であるかというのは、法律によっている事務局だということですよ。

教育文化課長 はい。

委員 そうすると、これ法律そのまま取ってやっているのかどうか分かりませんが、事務局の内部組織という言い方が、何か、ダブっているのか、さらに何か別な組織があるのか分かりません。こういうの一般的な表現だと思えないです。

教育長 規定しているものの中に規定が出てくる、同じ呼称が出てくるのが、やっぱり不自然さがありますね、確かに。多分、地教行法の条文そのまま部分的に引用しているわけですね。

(何事か声あり)

教育長 よく読んでみると、やっぱり違和感は当然ありますね。

教育文化課長 はい。

委員 委員会の内部組織だというのなら分かります、事務局そのものの定義が。それが、事務局の内部組織になったら、別個につくらなければいけないわけです、組織として。そんなことはあり得ない。

教育文化課長 はい。今の委員のご指摘のとおりだと思いますので、その部分については。

(「検討してもらっていいです」の声あり)

教育文化課長 検討させていただいて、申し訳ありませんが、修正させていただきたいと思いません。

委員 それから、もう朱書きで直って、今回提出されて直っている指摘の中で、子ども・子育て支援法の定義をしまして、法律の欄を読みましたが、後のほうであえて「法」と言わないで、また新たに法律の名前出すのと、どちらがいいかなと思ったのですが、普通はここでもう1個しか出てこないでここで規定してしまうのですが、あえて、ページは分かりませんが、こども教育係のウの(エ)のところも同じ法律の名前が出る。後ろのほうは定義要らないわけですが、そうしたら前段で最初のほうで「法」としては、ここは同じく、ほかに出てこないで、法としては、これでもいいのかなと思ったのですが、考え方としてはこれでもいいのかな。

教育長 そうですね。前段第2条に地教行法のところで一回「法」というふうに使っているんで、多分その地行法をさけるように書いているのかな。

委員 そうですね。この法律がいくつか出てきている法は定義できないので、それでやるしかないということですね。分かりました。

教育長 なので、ウの(エ)の表現なのかなということですね。

委員 そうですね。ただ、この上のほうは「法」は出てこなくてもいいのではないかなという。

教育長 地教行法についても、実は「法」というと言っている、これは1回だけなのですよね。

委員 そうなのです。こっちは法は1回だけなのです。

教育長 第2号に1回出てくるだけ。

委員 だけど、子育て支援法のほうは2回出てくるので、定義すべきなのか。無論これ1回目のほうはやっぱり定義長いという意味で、法と言う必要はないのですよね、ここしか出ないので。

教育文化課長補佐 「地教行法」で1回定義すれば良かったのです。

教育文化課長 法ではなくて、地教行法で定義すれば良かったのですよね。

教育長 そうですね。「地教行法」というというふうに2条の(1)のほうでやっておいて、(2)は地教行法第30条にというふうな表現するとすっきりするのかもしれないです。

委員 そんなに問題のところではないので。ただ、ちゃんと直っているのが大丈夫、最初定義がなかったらどうしようかなと思ったのですが、修正のやつでこの部分載っていたので、それはいいと思います。

教育長 その部分ちょっとご検討ください。

(「はい、分かりました」の声あり)

委員 それから、もう一つ、第9条のところの、主幹の職務ありますよね。これは、多分、教育委員会特有なのかもしれないけれども、主幹の職務って、「課の重要事項について参画し」というのは会津美里町の表現なの。

委員 何かあまりにウエートが高い。参画する。表現的に。大きくなるかなと思ってしまったのですが、主幹の職務って、しょうがないというか。とにかく会津美里町の表現だと分かりました。以上です。

教育長 主幹の職ってあまりは置いていないのですか。教育委員会以外であまり聞かないですね、主幹。

委員 単独で置いている人はいるのですか。

教育文化課長 総務課主幹で、派遣している。広域圏に派遣しているから、総務課主幹というこ

とで言われております。あとは教育委員会の2名の主幹。

委員 兼務で持っていれば全然問題ないのですけれども、ただの主幹だけだと、こういうふうなことしか出てこないんで、どうなのと思ったのですけれども、参画。

教育文化課長 今後、町としては、主幹という立場を置かないようにしたいということでは総務課で職の見直しをしているのでそんなことはあるのですが、今のところはこういった形。

委員 組織上、どっちにしても、そういう呼称の人が出てきたときに、やっぱり考えなければいけないというので、これを残しておくというのが一般的なんですけど、別に問題あるわけではないのですね。

教育長 そのほかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 特にないようですので、一部法令の記載の仕方、それから一部平仮名の誤り等ありましたら、その辺を変更しながらということで、議案第15号については提案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、そのように修正させていて決することといたします。

◎議案第16号

教育長 議案第16号「組織再編に伴う関係規則の整備に関する規則」を議題といたします。

教育文化課長 それでは、19ページ、20ページになります。

委員 これダブっているのです。規則の改正が、9ページの規則と。どっちか要らない。だから、議案第13号要らないのではないかと。

教育文化課長 おっしゃるとおりで。すみません、19ページと20ページでございますが、議案第16号「組織再編に伴う関係規則の整備に関する規則」といたしまして、第1条のほうで会津美里町教育委員会公印規則の一部改正と、第2条で教育長職務代理者に関する規則の一部改正と記載がありますが、第2条のほうが先ほどの議案第13号でございまして、こちらのほうの記入ミスで申し訳ございませんでした。

(「多分13号要らない」の声あり)

教育長 この第2条は削除でよろしいのですか、議案第16号から。それとも、16号に一本化するということがいいのですか。

委員 だから、表題が組織再編に伴う関係規則の整備という表題にしてしまうと、1本ではおかしいわけです。こっちでやるか、もし13号を生かすとすると、ここは単独の規則改正をするしかない。そのやり方をしないと。

教育長 公印規則の一部改正というふうに変更していくということですか。

委員 はい、それはしないと。ただ、もう一つ気になったのが、教育委員会の職務代理者で、括弧の中の令和3年、片方は平成31年で、規則の番号が違う。どっちが。どっちかに合わせないといけない。

教育文化課長 そうですね。

教育長 10号と18号が。

委員 はい、同じ規則なら。どっちかです。16号に統一するにしても、この番号は確認したほうがいい。

教育長 そうですね。では規則10号なのか、18号なのか、揺れがあるので、どちらか誤っていると思いますから、確認の上、訂正いただきます。

(何事か声あり)

教育文化課長 そうです。教育長が不在となる期間があるということで、急遽これは定めたので載せられたのです。ということで、令和3年3月4日に教育委員会規則第10号ということで定めておりますので、こちらの議案第16号の第2条に記載している平成31年という部分が間違いかなと思います。

委員 では、確認してもらっていいですか、どっちかに統一して。

教育文化課長 はい。

教育文化課長補佐 第13号を削って、そして16号の規則が令和3年のほうなのです。

教育文化課長 それでは、申し訳ありません。議案第13号を削除していただいて、議案第16号「組織再編に伴う関係規則の整備に関する規則」ということで、2つの規則につ

いての併せての改正ということでお願いしたいと思います。

教育長 そうすると、議案番号、全部繰り上がるのですか。

教育文化課長 欠番号として。

教育長 欠番でいいのですか。

(何事か声あり)

教育文化課長 すみません、休議お願いします。

教育長 休議させていただきます。

休 憩 午前9時49分

再 開 午前9時49分

教育長 再開いたします。

教育文化課長 申し訳ありませんでした。

それでは、議案第16号のほうを「会津美里町教育委員会公印規則の一部を改正する規則」に、訂正させていただきますして、後から差し替えさせていただきたいと思いますが、それで会津美里町教育委員会公印規則の一部を次のように改正するというので、第3条中、教育文化課長です。課が抜けておりました。「教育文化課長」を「こども教育課長」に改めるということで、附則でこの規則は令和4年4月1日から施行するというのでお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

教育長 続く第2条に関する部分は削除ということでよろしいですね。

教育文化課長 2条は削除していただきたいと思います。

教育長 訂正のご案内がありましたので、議案第16号につきましては、「会津美里町教育委員会公印規則の一部を改正する規則」ということで変更をお願いした上で、第2条だけを削除ということでお願いしたいと思います。

そのように整理された上で、皆様方から何かご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。ありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようですので、議案第16号についてはそのように直した上で、提案のおお

り決することとさせていただきますよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第16号について、提案のとおり決することといたします。

◎議案第17号

教育長 議案第17号に参ります。会津美里町教育委員会事務局処理規程。
タイトルを訂正の上、「会津美里町事務局処務規程の一部を改正する訓令」を議題
といたします。

教育文化課長 (議案第17号「会津美里町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令」
説明)

教育長 処務規程の一部を改正する訓令であります、ご質問、ご意見あればお願いいた
します。
特にありませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 議案第17号については提案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第17号について、提案のとおり決することといたします。

◎議案第18号

教育長 続いて、議案第18号「会津美里町立小・中学校英語検定料補助金交付要綱の一
部を改正する要項」を議題といたします。

教育文化課長 (議案第18号「会津美里町立小・中学校英語検定料補助金交付要綱の一部を改
正する要項」説明)

教育長 説明は終わりましたが、これ事務手続の簡略化ということですが、具体的にはど
のようなことになっていますか。

教育文化課長　　今まで学校から、英語検定を受けた際に、まず受ける前に補助申請があります。そのときに、英語検定は割引があるのですが、それがコロナの関係でその割引があったりなかったり、急に変更になったりする場合があります、受験者も急に1人減り2人減りということもあつたりしますので、そういったときにこの20%以内の減額であれば変更申請をしなくても、軽微な変更ということで、事務手続上は変更申請なくても精算で実績報告をして、補助金を支出できるということで、学校でも事務手続が簡略化されるのです。また、こちら事務局の担当としましても、事務的には楽になるような改正です。

教育長　　よろしいでしょうか。極端な話、ちょっと体調悪くて受験しなかった子が何名かいたとかいうときに、もう一回ゼロから出し直しをするのでなくて、そういうものについては事務処理を簡略化して対応ということですね。

教育文化課長　　はい。

教育長　　よろしいでしょうか。ご質問、ご意見ないでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長　　ないようなので、議案第18号については提案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長　　それでは、議案第18号について、提案のとおり決することといたします。

◎議案第19号

教育長　　議案第19号です。「会津美里町立小中学校の児童生徒に係る通級による指導実施要綱の一部を改正する要綱」についてを議題といたします。

教育文化課長　　(議案第19号「会津美里町立小中学校の児童生徒に係る通級による指導実施要綱の一部を改正する要綱」説明)

教育長　　この変更の原因は何が元になって変更せざるを得なくなったのかというのは分かりますか。

教育文化課長　　通級指導が高田小に2人配置になって、巡回型でやっているところではございますが、その届出があまりにも簡単過ぎて、実際に学校でどのような指導をして、誰がどのような指導をするのかというのを学校でも計画的に、教育課程上で確認をし、

それを教育委員会でもきちっと確認していくということで、指導時数や指導形態、指導教員など詳しい内容をこちらに書いていただきましょうと、通級指導の担当で話し合いをしたものと認識しております。

教育長 それにしてもA4、1枚ですか、教育課程編成届出というのは。

(何事か声あり)

教育長 何かそれにしては、文言で「下記のとおり編成しましたので、届け出ます」って、非常に、大げさで、冊子1冊分くらいもらった感じしますけれども。

通級指導の特別の教育課程を編成したという届出なので、学習指導要領も含めて何か規定というのは特別なのですか、主幹。

教育文化課主幹兼指導主事 特にないのです。今年は本当に問題点が結構明らかになって。来年度以降保護者の方が通級どのようにやっているかというのが分からなかったけれども、そういうところが今年あったうえ担当も一定していない。ちょうど変わる時期というのもあり、担当自身も何やっていいかよく分からないところもありましたので、来年度以降、年度初めに保護者の方との面談含めてしっかり指導内容を個別の支援計画を基に話をさせていただくお願いはしていたのですが、ちょっと規定までは行っていませんでしたので、その辺も確認をして指導していきたいと思います。

委員 様式の中で指導内容に黒ポチが4つありますが、この4つの指定が必要ですか。4つに限るのはどうかなという気がします。要らないかなという気もします。

教育長 初めから4つというのは。

教育文化課長 4つも要らないと思います。ただ、あまりにも簡単過ぎるので、学校のほうでやはりある程度幾つかきちっと考えて出すというところで多分4つなのでしょうけれども、特に4つという縛りはないので、点は取りたいと思います。

委員 特別支援はよく分からないけれども、個別支援計画に基づいて、結局担任なり担当の人が巡回してきたときに指導するというのは、結構計画的に段階を踏んでその内容をやっていくというのは計画書にあるのですか。個別の支援計画ってそんなに中身までは細かくはないのですか。その辺はどんな形でなっているか。それこそ今問題点があるというのも、その辺が曖昧だったということは分かりましたけれども。教育長おっしゃるように、やっぱりこの編成届出となって、この1枚しかないというのは、この下につくものが必要なのではないかなという感じもします。

教育文化課主幹兼指導主事 すみません。おっしゃるとおりで、担当と話をしながら、より具体案の見える化というか、そんな形に進めたいと思います。ありがとうございます。

教育長 委員ご指摘のとおり、個別の支援計画との整合性を図りながらというところも大事な視点だと思いますし、あちらはどちらかという校内全体で子供のことに配慮して、このような方向に育てていきたいと思いますというふうなコンセンサスを得る資料だと思うのですが、これについてはそのためにこの辺を具体的に通級によって解決していきましょうというものが見えないと、この意味がなくなってくるというものだと思いますから、その辺よくご検討いただければと思います。

教育文化課長補佐 はい。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、そのようなことを一部変更ございましたら加味していただきながら、議案第19号については提案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第19号について、提案のとおり決することといたします。

◎議案第20号

教育長 続きまして、議案第20号「会津美里町特色ある教育活動事業補助金交付要綱」を議題といたします。
事務局から説明をお願いいたします。

教育文化課長 (議案第20号「会津美里町特色ある教育活動事業補助金交付要綱」説明)

教育長 皆様からご質問等ありましたらお願いしたいと思います。
道徳教育等推進事業補助金につきましては、本当に道徳に使われているかという
と、やっぱり怪しいものが多くて、これはちょっと役に立っていないだろうと。まとめて道徳に関係する図書を買いました。図書費でそれは賄えばいいことでありますし、テープレコーダーなりCDラジカセを買いましたとかというような話になっているので、校長も含めた学校ももう少し創意工夫がある経営をしていただいて、それをこちらでちゃんと審査した上で補助金交付しましょうと。必ず10万円くれますから使ってくださいではなくて、知恵を出したところに充てていったらどうでしょうかということに改正をさせていただこうということでございます。
特にお気づきの点ありませんでしょうか。

委員 対象事業はやっぱりこの7項目ぐらいですよ、広げるものではないと思います

けれども。

教育長 その他教育委員会が必要と認めるものとか。

委員 もうちょっと幅あるのかなという気がするのですが、基本的にこの線でやりたい。

教育長 基本的に体験なんかも含めて恐らく地域での学校協働の活動など、町を愛する子供たちを育てるために使っていただければ非常に我々の思いと一致する方向なのかなということでありますけれども。

委員 広げればいいというものではないですが、7つ限定というのはやりにくくないのかなというのがまず1つ聞きたいこと。それは、悪いということではなくて、そういう柔軟性があつたほうがいいのかと思います。

2つ目は、補助事業の内容変更、第5条。23ページの補助金の交付の条件ってあったでしょう、英語検定。定め方一緒だと、本来は使い方一緒にしないっておかしいですね。この23ページの補助金の交付の条件って、これ補助金の交付規則で使っている言葉ではないですか。ここでもし規定するならば、例えば補助対象の変更申請みたいな言い方のほうが、この表題、第18号の補助金の交付の条件は別になる条件であつて、変更の何か表題ではないわけです。だから、今の35ページのこの言葉に合わせるか、もうちょっとシンプルな、補助金の変更申請についてみたいところをやるか、考えるのがいいかと思います。

もう一つが、3つ目が、4条の当該事業実施日の10日前までに町長に提出することになるわけでしょう。そうすると、第6条で申請を取り下げることができる期日は起算して14日までとしているのです。ほかの補助金交付要綱ではどういうふうに行っているかわかりませんが、10日と14日に規定したことで、これは何か整合性取れないということないのですか。10日前まで申請いいよと言いながら、起算して14日前まででないといけない。決定受けてから14日でしょう。10日しかないものを14日がここに出てきてしまうのですけれども、どういう意味合いですか。10日まで認める。10日前まで認めます。交付決定受けて、10日前に出して、次の日受けたとしても、取下げは、決定受けてから14日まで出さないといけないわけです。10日前に出したやつを14日という日にちとの整合性取れないので、これはそういうことを想定していないということなのですかけれども、一般的に申請を取り下げることのできる期日はこういう規定でしたでしょうか、ほかの補助金も。

(「14日だと記憶している」の声あり)

委員 この当該事業の実施日の10日前までに町長に提出という。

(何事か声あり)

委員 申請自体は10日という日にち切っているというのは、やっぱり何日ってあるので

したでしょうか。

(何事か声あり)

教育文化課長 10日前にしたというのは、多分今までそういうことを決めていなかったかなと思うのです。多分何日前までという決めがなかったのです。本当に直前に出してきたりしていたのです、学校で。そちらのほうの事務処理が、伝票ですとかいろんな事務処理が間に合わないので、10日前には出してくださいということで、10日前であればこちらの事務处理的にも可能だということで、10日前までには提出するということが決めたところなんです。実際今までいろんな補助金を出してきた経過の中でです。

教育長 これは、この事業の内容を考えると、恐らくある程度教育課程に組み込むなど、年度当初から予定されたものでないと基本的にはなかなかできないものだと思うのです。そう考えると、もう10日でなくて、本当は一月とかのスパンで計画していただかないと、なかなかできないものなのかなと。そうであれば、6条で14日までとしたというのも半月程度ですから、委員のご指摘をのみ込むこともできますし、10日ぎりぎり申請したやつは決して取り消せないことになってしまいますので。

委員 気になったのは、10日前までというのはあまりにも計画性がなさ過ぎるのかなというの是最初にあったので、10日前まで認めるというのは。

教育文化課長 おっしゃるとおりです。

教育長 これは大会参加とか軽微な補助金のことを想定しているのだと思うのですが、そうではないので、もっとスパンを長くしていいですね。

委員 そうすると14日が生きるのですけれども、10日前ちょっと厳しいというよりも、それでいいのかなというのが最初にあったのです。14日との整合性取るのにどうするのかという。

教育長 いかがでしょうか。

教育文化課長 本当に学校で届けの申請が、いろんなものがことごとく遅いので、あまり長くして大丈夫かなという心配は実際あるのです。

委員 その心配は私もよく分かります。本当に事務受けて出すところは大変なものもありますが、それは10日ということよりも、学校に通知するとききちんとそれを守らせる何か別な方法を取るしかないのではないですか、10日という規定よりは。

委員 なかなか1か月前というのは、例えばここ、こういうボランティア体験とか、外国交流とか、いろいろ対外的なものだと関わりがありますよね。学校独自でやるの

ではなくて、いろいろな場所の設定とか、それから人材とか。そうなってくると、結構なかなか時間的にいうと、人材探すのとかって時間かかるのです。もちろん当初の予定はそうなのですが、なかなか当てはめる、今ましてやこういうコロナ禍だし、1か月というのはなかなか難しいので、間を取って半月とか、そういうような配慮というのですか、申し訳ないですが、不可能とは言いませんが、学校教育も人材が足りなくて、教育長もあちこち補充に行っているの、そういう現状の中で1か月前からできるでしょうと言われてたら、ちょっと難しいかなと思います。

委員 補助金の趣旨として、今後積極的にやってもらおうという趣旨が大事だと思うのです。だから、10日を切るか切らないかというのも、事務手続とは関係なければ、やはり学校側にできるだけ計画的に。今委員が期待するようなところは、変更申請は認めるとか、いろんなやり方あると思うのです、全てではないですけども。ただ、事業を起こしてもらうことを優先にして、10日前そのものが絶対というようなことはやめたほうが、私は逆にいい。事務的には大変だということもありますけれども、そうじゃなくて、もう少し計画的にやるべきだと思う。

教育文化課長 確かに学校で計画的にやっていただくような指導が必要なのかなと思います。ただ、ここで1か月前までとか、例えばですが、規定してしまいますと、出納の伝票の関係であったりとか、いろんなところでそこまでやらなくてはいけないことがいろいろ日にちが限られてくるといいますか、ありますので、10日前までというふうに規定はしておいて、できるだけ1か月前にはきちっと計画を出しましょうねというふうに指導していくということではどうでしょうか。

委員 それはいいのですけれども、14日までとの規定が整合性なくなるのではないかといいことだけです。この補助金交付要綱の中で14日なのでしょう、だって。

教育長 14日より短い期間で申請しなければならないとなっているのですか。

教育文化課長補佐 申請は書いていないのが多いです。

教育長 書いていないのが多いのですね。だから14日というのが生きてくるのでしょうか。

委員 そうです。それはもちろん。最初のとおり10日で規定するのに14日が違和感あるだけの話。整合性取れないと言われてしまうと面倒くさいことになるのかな。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 事務的に先ほど課長が言いましたように、出納室の会計管理者の決裁というのは、補助金は遡って決裁は絶対あり得ないので、10日はやっぱり厳しいような気がして。事務局側において言うのもどうかと思ったのですけれども、ちょっと厳しいかなと。

(「14日で統一したほうがいいんじゃないでしょうか」
の声あり)

教育長 14日を明記するのか、あるいは6条が生きているから、当然14日より以前でない
と意味がないと理解していただくのか。

教育文化課長補佐 この要綱自体が町の補助金規則のほうを準用しているのです、日にちだけで定め
るために補助金の交付申請の4条があるということで考えられると思うのですけれど
も。それがなければ、準用しているから、4条自体が要らなくなってしまうとい
うところも考えられるので。それだけです。それだけのためにこの条項があるので
あれば、やはりここは整合性を取ったほうがいいのかなと思います。

(何事か声あり)

教育文化課長 14日に統一する方向で。

教育文化課長補佐 14日で統一させていただければ。

教育文化課長 では、第4条のほうも14日前までにということにさせていただきたいと思
います。

委員 14日前に申請したものがあるとすると、申請当日でないで取り消せなくなっ
てしまう。その日に決裁受けて、その日に取り消すって。

委員 それはあり得ないです。

委員 あり得ない話だね。

教育文化課長 普通だと早く提出するのが本当だと思うので、指導してまいりたいと思
います。

教育長 年度当初の園長校長会議でどういうふうに説明するのか分かりませんが、その場
では1か月とか言うのですか。委員からも温情的な扱いをとりましたが。

教育文化課長 学校によって、学校事務がこういう事務をする学校と、各担当の先生がやると
ころとあったりして、担当の先生がやると、どうしてもいろいろと理解されずに、本
当にぎりぎりだというのが多いのです。教頭先生とか事務の先生とかがその辺をき
ちっと学校内の目配りしていただければいいのでしょうかけれども、どうしてもそれ
ぞれの先生がやりますと、中身もちょっと大変なことになっていたりしますし、と
いうこともいろいろ、それが現実でございますが、そこは園長校長合同会議でよく
お話をして、4月は教頭先生も一緒の合同の会議ですので、先生方にもよく分かっ
ていただけるようにお話をしていきたいと思
います。

教育長 特色ある教育活動ですから、これは校長がきちんと理念を描いて、職員みんなで作っていくというふうなものにしていかないといけないので、必ず人事評価の中に入れていただくなどしながら、これは校長がしっかり管理運営をするのはシステムの中に入れていかないといけないなど、担当まかせのレベルではなく。そうでないと、貴重な補助金は簡単に支出できませんよということで進めるという含みを持たせた上で、14日と書いてよろしいですか。

教育文化課長 はい、申し訳ありません。14日に訂正ということでよろしく願いいたします。

委員 最後もう一つだけ。36ページの7条の2行目、補助事業等の廃止の承認って、これ取下げとか、取消しとか、言葉としてこれは補助事業の場合は廃止なのですか。

教育文化課長 取下げですか。

委員 取り下げることの規定って16条にあるから、取り下げる。

委員 だから廃止。ほかのやつも含めて、ここ廃止という言葉、会津美里町使っているのであれば、別に反対しませんけれども。

教育文化課長 これは確認させていただいて。元となる町の補助金の交付規則なんかも確認させていただいて、修正させていただきます。

教育長 その点は町全体の整合性を図るということでご確認を。
それでは、議論いただきましたが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、第4条の、事業実施日の14日前までというようなことの修正を加えながら、議案第20号については承認いただいたということで、提案のとおり決することにしてよろしいでしょうか？

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第20号につきましては、提案のとおり決することといたします。90分近くたちますが、ここで10分ほど休憩させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 35分再開ということでお願いしたいと思います。

休 憩 午前10時26分

再 開 午前10時35分

教育長 再開いたします。

◎議案第21号

教育長 続いて、議案第21号「組織再編に伴う関係要綱の整備に関する要綱」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

教育文化課長 (議案第21号「組織再編に伴う関係要綱の整備に関する要綱」説明)

教育長 ご質問等あれば、お願いをしたいと思います。

教育文化課長 6条以降に条のタイトルの部分が抜けておりましたので、申し訳ありませんでした。6条以降全ての各条に条のタイトルが抜けておりますので、その部分については加えたいと思います。

教育長 加えるということで、そのほかございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 これ抜け落ちないですね。何か生涯学習関係が少ないかなと思ったのですけれども、これ全部ですか。

教育文化課長 前回要綱改正とか規則改正を行わせていただいたのでというところもございました。

教育文化課長補佐 総務課の例規担当者からリストをもらってチェックをかけているので、漏れはないはずなのですが。

委員 名称変更でどういう反応だったのですか。そこをちょっと聞きたい。

教育長 庁内的には、別に異論はなかったですか。

教育文化課長 はい。

教育長 課長が総務課長とか直接協議したときに何かありましたか。私が耳にしたところでは特に町長、副町長も含めてありませんでした。

教育文化課長 委員の皆様にご説明したとおりで、前にはこども未来課という話でしたが、こども教育課という説明で納得というか、特にほかの意見等はなかったです。議会もなかったですね。

教育長 議員全員協議会で説明したときにも、特に何もなかったです。

教育文化課長 議会も特に何もなかったです。

教育長 ということは、皆さんすんなりと受け入れられたということでしょうか。それでは、議案第21号については、提案のとおり決することにしてよろしいでしょうか？

(「異議なし」の声あり)

教育長 議案第21号につきましては、提案のとおり決することといたします。

◎議案第22号（非公開）

教育長 議案第22号「就学援助費交付対象児童生徒の認定について」を議題といたします。

これにつきましては個人情報がありますので、会津美里町教育委員会会議規則第16条第1項に基づき非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、非公開といたします。事務局から説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第22号「就学援助費交付対象児童生徒の認定について」説明)

教育長 認定について、皆様からご質問、ご意見をまず伺いたいと思います。いかがでしょうか。特にご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、そのように認定をさせていただくということで、議案第22号については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、認定といたします。

◎議案第23号

教育長 議案第23号「令和4年度会津美里町生涯学習重点事項について」を議題といたします。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 （議案第23号「令和4年度会津美里町生涯学習重点事項について」）

教育長 前回ご協議いただいたものに若干の修正を加えて提案ございましたので、皆様からご質問等ありましたらお願いいたします。

委員 1点だけ。特に問題ではないのですが、この一覧の表の上段部分の歴史文化・芸術活動の推進の中で、郷土資料館（仮称）運営方針の決定となっています。重点事項ですが、策定のほうがいいです。決定って、特に決めること自体が事業ではないです。運営方針であれば策定ではないかなという気がするのですけれども。

教育長 ということでありますが、事務局いかがでしょうか。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 では、決定を策定に修正させていただきます。

教育長 そのほかございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

教育長 それでは、特にないようですので、この議案第23号につきましては、一部変更ございましたが、提案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、議案第23号につきましては、原案のとおり決することといたします。

◎議案第24号

教育長 議案第24号「会津美里町学校体育施設利用団体の登録について」を議題といたします。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長（議案第24号「会津美里町学校体育施設利用団体の登録について」説明）

教育文化課長補佐（追加説明）

教育長　　ご質問等ありますか。どうでしょうか。
これ今年度で、来年度新規ってあるのですか。今まで全く使ったことない団体が新たに申請してきたというのはあるのですか。

教育文化課長補佐　厚生病院は今まで要件にあっていなかった団体です。

（何事か声あり）

教育文化課長補佐　高田厚生病院1団体だけです、新規は。

教育長　　新規、継続の別であったり、あるいはどこの体育施設使っているのだからという学校名だったりなんていう情報があると分かりやすいかなと。

教育文化課長補佐　そこまでは今日は用意しませんでした。

教育長　　聞いたのは、新たな利用調整とか面倒くさいことは生じていないのかなという意味で、新規はあったのですかという話をしたのですが。

教育文化課長補佐　今まで団体は自分の学校に近いところを使っており、バスケットボールですとどこどこという形で振り分けはしておりました。利用調整が特段必要というところというのは、やはり新規加入の団体の部分でありますので、そちらについては調整の会議を来月にも開催しまして、調整してまいりたいと考えております。

教育長　　では、皆様方から何かございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

教育長　　特にないようですので、この議案第24号につきましては、提案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　それでは、議案第24号につきましては、原案のとおり決することといたしま

◎議案第25号

教育長 議案第25号「会津美里町教育委員会顕彰表彰被表彰者の選考について」を議題といたします。

教育文化課長 (議案第25号「会津美里町教育委員会顕彰表彰被表彰者の選考について」説明)

教育長 ご質問ありましたらお願いしたいと思います。

委員 2番ですが、福島県なのでしょけれども、荒川博杯というと、個人的なものではないですね。結局NPO法人がやられているわけですから。どんなような大会なのか教えてください。

教育文化課長 すみません。荒川博杯については詳しく分からないのですが、この大会の結果、全国大会にも行きましたので、全国大会に通ずる大会であるということではあるのですが。

委員 なるべく表彰はしてあげたいと思いますけれども、どういうものかなと思って。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 そのほか何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 特になければ、予備審査で表彰基準を満たしたという丸印がついてあるものにつきまして、表彰対象とお認めいただいでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。
それでは、議案第25号については原案のとおり決することといたします。

教育文化課長 すみません。今ほど表彰対象者を検討していただきましたが、一応表彰式は3月7日月曜日、じげんホールで予定しております。

教育文化課長補佐 夕方4時からです。

教育文化課長 コロナの関係で開催できるか。できなければ各学校で表彰していただくとかということで、今のところそのような形で検討しているところでございます。

以上です。

5. 協議事項

教育長 令和3年度第2回総合教育会議について説明をお願いいたします。

教育文化課長 ((1)「令和3年度第2回総合教育会議について」説明)

教育長 事務局から総合教育会議の持ち方について提案がありましたが、年2回開催することって要綱等に明記されているものがあるのかどうか。

教育文化課長 2回という明記はなかったと思うのですが、年2回開催するというような、毎年度そのような計画ということで進めていたところではあります。

教育長 一応うちの町は事務局を教育委員会に任されているような仕組みになっているのですが、事務局として2回計画をしていたということですね。

教育文化課長 はい。

教育長 そうすると、今回はいわゆる法令に記載されているような事務の調整を図るとか、そういう中身をこちらから持ちかけることは基本的にないということですね。

教育文化課長 はい、ないかと思います。

教育長 事務局からそういうふうな話なのですが、年度内の開催も含めて、ご意見あれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

委員 年度内2回の開催というのは、今後も継続していったほうがいいのではないかなと思います。今回は特にこちらから何かお願いしますということではなくて、理解を深めて、さらに実施していく方向にしていくことだと思うのですが、年度2回というのはこれからも、次の機会もお願いしたいなと思います。

そして、今回もやはりこういうことを話し合うことはとても重要なことで、最初のプランは出てきたけれども、そのままどういうふうになっているのかとこちらでは分からないところもありますし、4番目のICT環境なんかも持たせているけれども、どうなっているのかなという感じもあり、5番目もコミュニティ・スクール、来年度からというか、4月からの実施なので、こちら辺は本当に事務局側の話題がとても重要なところになるのではないかなというふうに、来年また新たな出発というか、ぜひお願いしたいなと思います。

教育長 こういう中身も含めて、持って町長、町部局と議論というか協議をしておくこと

そのものは必要だということですかね。

そのほかございませんでしょうか。

委員 委員と同じで、特別な内容がなくても2回顔を合わせて、共通意見というか、意思を伝えていくのは重要なと思います。

教育長 ありがとうございます。
委員、いかがでしょうか。

委員 私も2回やったほうが良いと思うのですが、一つは要綱とか何かよりも、本来教育委員会としてこれからやっていかなければいけない中で、ただ不安はコミュニティ・スクール、こういったものが町部局どう関わるかというところが、例えば事務を分担するところがあるのであれば積極的にやるべきだと思うところが1つ。

それから、ICT教育環境整備だと、これは学校、要するに教育委員会だけで何か済む、関係するような話なのか、それとも巻き込むべきなのか。単純にやっています、やりますみたいなところの説明だとあまり意味がない。町部局が本来ここに関わってほしいというところがあるので、その内容を積極的に話し合いの場に持っていくべきかなと。5番は必要かなという気がしたし、1番の人材育成プロジェクトは前回話をして、何か分かっていたいただいたみたいな感じだったので、そんなに心配はしていないのですが、5番はあってもいいのかな。いずれにしてもやるべきかなと、今みたいな趣旨でという。

教育長 ありがとうございます。

コミュニティ・スクールそうですし、ICT教育環境についても、今試行的に持ち帰りをやったり、いろいろしているわけなのですが、どうしてもご家庭でのネット環境が十分でないというのがあって、若干障害にはなっていますから。けれども、町で今後整備する新たな防災情報を提供するようなシステム等含めて、そういうまず全体のWi-Fi環境の整備だとか、そこに教育分野も相乗りできるとか、どの家庭にもWi-Fiステーションが近くにあると接続できるとか、そんなふうなものは今後近い将来あるとうれしいなと個人的には思うところがあります。

あと、先ほど出た適正規模適正配置に関する検討委員会で今後の学校の在り方なんかも検討していくわけですが、本当に今後、先々人口なども読めないところもあるのですが、学校の統廃合についてどんなふうにお尻を切って構想を描いていくかということなども本当は見通しとして話しておけばいいのかなとは思っています。

委員 気になるころではありますよね。私、前も申し上げましたが、統廃合は避けて通れない命題なので、いずれは具体的に話をする機会が必要だと思います。ただ、今回人材育成プロジェクトが先行しているので、こういうのがある程度具体的に進んでからかなと思ったのです。それ以上のこと言わなかったですか。統合の話は、もうちょっと何か具体的な話をしていくべきかなというふうに。

教育長 同時にやっぱり並行して、ある程度議論はしていかなければならないのかなと思うのですが、今ある教育を充実させる方向性と、今後どこでお尻を切っていくかというところも議論すべきかなとは思う。町長から直接そういう話を私も伺った経験はないので、一回くらいまな板の上に乗せておくのはあってもいいのかなと思っていたのですけれども。

委員 結局、政治課題になってしまって、その辺はかなり気をつけていかないといけないと思います。

教育長 そうなのです。あまり首長といいますか、町部局主導で強引に進められてもなかなかうまくいかないところもありますし。

委員 ただ、それには我々としての考え方を固めておかななくてはならない。そこは議論する場があって、総合教育会議にかけられるのが1番いいなという気がしますが。

教育文化課長 一応公開ですし、簡単な結果なんかもある程度公表するということでもありますので、統合についての意見交換って慎重にしないといけないのかなと思っていますところなのですが、適正規模適正配置の委員会も2回終わりました、また来年度もやりますので、委員会でのいろんな方の意見を吸い上げながらというか、そっちでの話も聞きながら、町長との話し合いもしていくという形なのかなと思うので、それは来年度どうでしょうかと思います。今回ではなくて、来年度、適正規模の委員会の中での意見なんかも出てからのほうがいいかなと思います。

教育長 ありがとうございます。

では、大体5項目上がっていますが、これらについて、人材育成プロジェクトは改めて説明しなくてもいいと思いますけれども、進行に向けて何か課題等があれば、見つけておくというのは当然あると思います。この中身で協議ということで総合教育会議を持つという方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、日程等については事務局で精査いただきながら、提案をいただくということでもよろしいですか。

教育文化課長 はい。日程についてですが、3月30日に新しい給食センターの開所式をやることになりました。30日の10時からでございます。開所式、多分30分、1時間かからないぐらいかなと思うのですが、その後というのはいかがでしょうかという提案でございます。本当に年度末で申し訳ないのですが。

委員 開所式終わった後、何時くらいからなのですか。

教育文化課長 開所式10時から始まりまして、施設見学もして、多分10時半か10時40分ぐらいに終わると思うのです。そんなに長くはかからないので、例えばなのですが、11時から12時まで総合教育会議ということではいかがでしょうかという提案でございます。開所式には委員の皆様方にもご案内申し上げたいと思っておりますので、続けて2時間程度ご都合いかがでしょうかということです。年度末で申し訳ありません。

教育長 3月30日に予定している給食センターの開所式に合わせてはいかがかといいいますか、どうでしょうか、ご都合。

委員 都合的には構いません。ただ、時間が1時間だと、内容を絞りながらやるしかないと思うのです。別個にやるわけだよね。

教育文化課長 はい。こんなにいっぱいではなく、当然さっきお話しいただきました④と⑤あたりで意見交換とかという形ではいかがでしょうか。

委員 ③もお願いしたいです。何かその辺の進捗状況が分からないので。歴史文化の違いについて。④、⑤だけではなく、③もちょっと入れていただけるとありがたいと思います。

教育長 では、③、④、⑤あたりを中心に、1時間か1時間強ぐらいの部分で終われるようにということですか。

教育文化課長 はい。

教育長 開所式も、今、最小限の人数で最短の時間でということをお願いをしております。

委員 別個に集まるより、私は30日構いません、午前中。

教育長 そのほうがよろしいかなと。

教育文化課長 開所式終わったら、庁舎のほうに移動してきていただいて、できるだけ、11時前にもし始められれば始めるということでもいいかなと思うのですが。

教育長 11時より前に始められれば始めたほうがいいですよ。

委員 そうですね。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 総合教育会議については3月30日、給食センター開所式終了後、お昼までの間で開催させていただくということで、正式には後からまたご案内をさせていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 協議事項(1)が終わりました。
協議事項(2)、その他、何かございますでしょうか。

教育文化課長補佐 それは報告ですので、協議事項は私どもないです。

教育長 委員の皆様方、何か協議しておきたいことございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、協議事項を終了いたします。

6. 報告事項((2)、(3) 非公開)

教育長 6の報告事項に参ります。
(1)の新型コロナウイルス感染症の感染状況について

教育文化課長補佐 ((1)「新型コロナウイルス感染症の感染状況について」資料により説明)

教育長 それでは、(1)、終わらせていただきます。
(2)の児童・生徒、それから(3)の教職員に関することに参ります。個人情報が入りますので、会津美里町教育委員会会議規則第16条第1項に基づき非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか

(「はい」の声あり)

教育文化課主幹兼指導主事 ((2)「児童・生徒に関すること」、(3)「教職員に関すること」説明)

教育長 教職員に関することは、特にないですか。

教育文化課主幹兼指導主事 特には今のところはないです。

教育長 では、(2)、(3)と説明がありましたが、何か皆様方からご質問等ありましたら、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 続いて、(4)の生涯学習に関することをご説明をお願いします。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 ((4)「生涯学習に関すること」説明)

教育長 ご質問ありましたら、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、(5)の教育関係施設に関すること、何かございますか。

教育文化課長 ((5)「教育関係施設に関すること」説明)

教育長 それでは続いて、(6)事務局報告事項お願いいたします。

教育文化課長 ((6)「事務局報告事項」説明)

教育長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、事務局報告事項を終わります。
(7)、その他、何かありますか。

(「なし」の声あり)

7. その他

教育長 なければ、7のその他、(1)、今後の行事予定について

教育文化課長補佐 ((1)「今後の行事予定について」資料により説明)

教育長 今後の行事予定、入卒業式の割り振り等について、ご意見あればお願いします。

(卒業式入学式の割り振りについて協議)

教育長 大丈夫ですね。

これで一応整理していただいて。
次の次回委員会の開催予定日についてお願いいたします。

教育文化課長 4日の臨時会は、4時からお願いしたいと思います。

(定例会の日程について協議)

教育長 22日火曜日、午前9時からですね。

8. 閉会

教育長 これをもちまして第2回会津美里町教育委員会2月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

○閉会時刻 午前11時57分